

安保法制違憲訴訟控訴審判決に対する声明

岡山安保法制違憲訴訟弁護団・原告団及び判決報告集会参加者一同

- 1 本日、広島高等裁判所岡山支部（裁判長柴田厚司）は、岡山安保法制違憲訴訟について、原告らによる切実な訴えを根拠なく棄却した原判決をそのまま維持する不当判決をした。
- 2 判決理由は、(1) 憲法上、平和的生存権が具体的な権利利益として賦与され保障されているとはいえない。(2) 新安保法制法によって、直ちに我が国が戦争に巻き込まれ、他国から攻撃を受けたり、テロリズムの対象となったりする現実的具体的危険が生じるともいえず、そのような事態が生じる具体的な危険が切迫し現実的なものとなっているともいえない。(3) 原告らが恐怖や不安を抱えていること自体は理解できるが、抽象的な危惧感や不安感の域を出ない。(4) 新安保法制法は法律の改正または制定に過ぎず、憲法の効力が影響を受けるものでないから、実質的な憲法改正ということはできない。また、憲法上、個々の国民に対し憲法改正についての権利利益を具体的に賦与し保障したものとはいえない。

したがって、新安保法制法に係る閣議決定、法案の国会提出、法案の可決をした行為によって、原告らの主張する平和的生存権、人格権、憲法改正決定権が侵害されたとは認められない。なお、本件において憲法判断をなすべき必要性も相当性もない。

という原判決をそのまま維持した上で、次のとおり補正した。

- ① 平和という概念は、各人の思想、信条、歴史観ないし世界観、価値観などによって様々な捉え方が可能であり、常時変化する複雑な国際情勢に応じて多種多様なものが考えられるから、抽象的概念に過ぎない。

- ② 半田証言や原審口頭弁論終結後の事情について控訴人らが指摘する点を踏まえても、本件各行為により控訴人らの生命、身体、健康が侵害される具体的な危険が発生したと認めることはできない。
- ③ 多数決原理による代表民主制の下では、国民各人の政治的信条や信念と異なる立法等がされる場合があることは憲法が予定するところであり、自らの政治的信条等と異なる立法等がされたことにより恐怖、不安等を抱いたとしても、そのような苦痛は社会通念上受任すべきものというべきである。
- ④ 憲法96条1項は、個々の国民に対し、国会の発議の前の時点で、憲法改正に関する具体的権利ないし法的利益を保障しているとは解されない。

3 しかしながら、①平和的生存権については、憲法前文、9条、13条によって、憲法の理念の中核をなすものとして、当然に憲法上認められるべきものであることは、原告らにおいて詳細に根拠づけて主張してきたとおりであり、これをも否定することは、憲法感覚の欠如を示すものというほかない。即ち、「平和」の概念をどこまで広げうるかはともかく、少なくとも最低限「戦争の惨禍によって生存が脅かされないこと」が「平和」を意味することは、普遍的な認識であって、捉え方が異なりうるものではなく、これが憲法上の権利として保障されていることは否定できないところである。また、②新安保法制法の施行によって、我が国が戦争に巻き込まれ、他国から攻撃を受けたり、テロリズムの対象となったりする現実的具体的危険が生じることについても、審理の過程で詳細に主張し、専門家証言によって具体的に立証してきたところであるにもかかわらず、裁判所がこれらを吟味した形跡は全く窺われない。

戦争は起こってしまっただけでは取り返しがつかないのみならず、その危険が目の前に迫っただけではもはや手遅れであることはいうまでもないことであるにもかかわらず、裁判所の認識は、明らかにずれてしまっている。③本件は、まさに最高法規である憲法に基づく国民の権利が踏みにじられたことが問題となって

いるのであり、原告らが、政治的信条に基づいて、救済を求めているものでないことは明らかであって、判示内容は、ポイントはずれである。④憲法の解釈改憲についての実質的な検討は何もなさないまま、憲法制定権力者である国民の憲法改正決定権の侵害の事実から目を背ける判決である。国会発議による国民投票によらないで実質的な憲法改正を強行したことが国民の憲法改正決定権の侵害として問題とされているのに、「国会発議がなされるまでは具体的な憲法改正決定権がないから権利侵害にならない」などという論理破綻した屁理屈を持ち出すことについて、裁判官らは空疎な想いに苛まれることすらないのだろうか。

4 集団的自衛権行使を容認し、後方支援活動をし、米軍等の武器等防護をすることなどを認める新安保法制法が、元最高裁長官を含む元最高裁判事や、元内閣法制局長官等からも憲法違反であると指摘され、心ある国民の多くが反対したにもかかわらず、なりふり構わず強引に制定され、施行された。これにより、我が国、我が国民の頭上に、きな臭い暗雲が立ちこめることとなった。

一見明白に憲法違反である新安保法制法によって、私達が戦争やテロに巻き込まれる危険に曝され、平和的生存権や人間の尊厳に由来する様々な人格権の侵害を受けることを肌で感じた多数の国民は、司法に付与された違憲立法審査権の発動による救済を求めて全国各地で訴訟を提起した。

平成28年6月、この岡山においても、私達は本件訴訟を提起した。

訴えの提起から早や、8年が経過したが、新安保法制法のもとで、自衛隊は、情報や装備、戦闘支援活動態様において、米軍と「切れ目なく」一体化し、独自の判断・行動をすることすら期待できないまでになりつつあり、我が国は、「存立危機状態」の判断をするまでもなく、米軍の戦闘に巻き込まれるのみならず、離脱することも困難な状態となっている。

台湾有事が言われているが、そうならば、中国とアメリカが台湾を巡って、戦争に突入した場合に、我が国と密接な関係にあるアメリカに対する武力攻撃が発

生したとされ、アメリカ軍と一体化した自衛隊は、集団的自衛権に基づき、「我が国を防衛するため」として、武力行使をすることになり、戦争当事国として我が国は攻撃の対象にされることになる。我が国民が、否応なしに、殺し、殺される最悪の悲劇の中に巻き込まれることが、新安保法制法の適用下では想定内にある。

戦争は起こってしまってからでは遅く、「戦争の危険が切迫し、現実のものになって」からでは、既に手遅れである。原告らは歴史認識を通じて、新安保法制法が我が国を戦争に巻き込む現実的な危険性を有することを肌で感じて、矢も楯もたまず、新安保法制法によって、様々な態様で権利の侵害・抑圧を受けていることを訴えているのである。

しかるに、裁判所が控訴人らの訴えを真摯に検討した形跡は全く窺えない。

- 5 我々は、司法の役割を放棄し、憲法判断を回避した不当判決に対して断固抗議するとともに、司法が本来の使命を全うする日まで、そして、憲法違反の安保法制法を廃棄して、私達のみならず未来を生きる人々の平和的生存権を揺るぎのないものにする日まで、全力で戦い続けることをここに宣言する。

以上